

国立大学法人北海道教育大学

中期計画

平成16年 6月 3日 文部科学大臣認可

平成17年 2月 1日 文部科学大臣変更認可

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

各年度の学生収容定員については別表のとおり。

【学士課程】

① 教養教育の成果に関する具体的目標の設定

- 教養教育の理念を明確にし、現代的課題(コンピュータ・リテラシー、英語によるコミュニケーション能力等)に応えうる豊かな人間性を形成する。このため、平成18年度入学者から新教養カリキュラムを実施する。

② 専門教育の成果に関する具体的目標の設定

- 教員としての資質を育成するために、教育科学、教科教育と教科専門の理論と教育現場における教育実践との有機的な結合を図り、教育内容を充実させる。
- 社会や教育現場での実習や学校支援ボランティア等を体験させることで、教育相談やカウンセリングの基礎的な能力を含む実践的能力を獲得させる。
- へき地・小規模校教育への理解を深め、実践現場を体験させることで、地域に生きる教員としての意識を形成する。
- 地域における芸術文化、環境、情報、国際交流、生涯教育等の担い手及び市民生活における教育的指導者など地域活性化に資する力量を身につけさせる。
- 研究課題の指導を通して、課題の設定や実践的な能力(知識の総合、関連情報の収集、プレゼンテーション等)の育成を図る。

③ 卒業後の進路等に関する具体的目標の設定

- 学生に対し職業意識を養い、進路指導を充実させるため、キャリア教育(エクステンション講座を含む)を順次実施するほか、インターンシップの拡充も図る。これらにより就職率の着実な向上を目指す。

【修士課程】

大学院教育の成果に関する具体的目標の設定

- 新たに発足させた学校臨床心理専攻の成果を踏まえ、教育現場の課題に応える実践的な指導力を養成するため、臨床的教育の充実を図る。
- 教育科学諸分野並びに科学・芸術に関する研究成果をもとに、より専門的な教育的指導力を育成する。
- 現職教員に対する多様な再教育・研修の機会を提供するために、長期履修制度などの推進のほか、サテライトの設置を図る。

(2) 教育内容に関する目標を達成するための措置

【学士課程】

① アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

- 求める学生像、学生募集方法や入試方法等を検討し、アドミッション・ポリシーに基づ

く学生の募集方法，入試方法等を委員会等で研究し，点検及び改善に努める。

- 入試パンフレットの工夫，大学説明会等のきめ細かな実施，インターネットの活用などにより入試広報の充実を図る。
- ② 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的な方策
 - 1年次教育をより充実し，共通する科目及び様々な教育体験とその理論化を可能とするモデル・カリキュラムを作る。
- ③ 授業形態，学習指導法等に関する具体的な方策
 - 学生の主体的取組を促す参加型授業の充実を図る。
- ④ 適切な成績評価等の実施に関する具体的な方策
 - 単位制度に準拠した授業設計に取り組み，厳正な成績評価の実施と成績平均値制度(G P A)を採用する。また，C A P制(履修単位の上限設定)について検討を進め実施する。
- ⑤ 国内の大学と大学教育上の種々の連携に関する具体的な方策
 - 道内道外の大学との交流と連携を深め，教育内容の多様化を図る。

【修士課程】

- ① アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的な方策
 - アドミッション・ポリシーに基づき，教育現場の課題に関心を持ち，指導的な役割を果たしうる学生の確保に努める。
- ② 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的な方策
 - 附属学校をはじめ小・中・高等学校との連携で，実践的な教育・研究指導を行う。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ① 適切な教職員配置等に関する具体的な方策
 - 教員の配置は，充実した教育・指導体制を行うために，専門領域のバランスを考慮し，弾力的な運用を行うとともに必要に応じて教員組織の見直しを図る。
- ② 教育に必要な設備，図書館，情報ネットワーク等の活用・整備の具体的な方策
 - 学生の自主的で創造的な学習を支援するために学術情報を系統的に整備し，電子化することにより図書館の充実を図る。
 - ネットワーク環境の充実を図り，学習支援環境を整備する。
- ③ 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的な方策
 - 学生による授業評価を実施し，授業改善に反映する。
 - 教育実績に対する評価システムを検討し，整備する。
- ④ 教材，学習指導法等に関する研究開発及びF Dに関する具体的な方策
 - F D活動を充実するとともに，F Dの企画・実施を行う全学的組織を設置する。
- ⑤ 全国共同教育，学内共同教育に関する具体的な方策
 - 遠隔授業システムの充実を図り，双方向遠隔授業を一層推進する。
- ⑥ 学部・研究科等の教育実施体制に関する特記事項
 - 博士課程設置に向けた調査を実施する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- ① 学生の修学支援に関する具体的方策
 - 大学教育情報システムによる学生への統合ネットワーク環境を整備し、学生の修学及び生活全般への支援を行う。
 - 指導教員（アカデミック・アドバイザー）制度とオフィスアワー制度を全学的に実施し、一層の充実を図る。
 - 学生便覧（履修案内）及びシラバスの見直しを行い、学生に理解され、利用しやすいものに改善する。
- ② 生活相談・就職支援等に関する具体的な方策
 - 就職相談室を設置しキャリアアドバイザーを配置するとともに、学生の学習履歴・希望を把握し、学生に対する就職指導・支援体制の充実を図る。また就職情報システムを整備する。
 - 学生の生活上や健康面・心理的問題に関する相談態勢を整えるため、「なんでも相談室」（窓口）の設置をすすめ、学生の悩みを解決するために支援を強化する。
 - セクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントなどの人権侵害の防止に関する教育・広報活動を推進し、「学生の人権擁護に関する規程」に基づく相談体制を強化する。
- ③ 経済的支援に関する具体的方策
 - 学生の修学を財政的に支援する制度を検討する。
- ④ 学生の自立的な活動を高める具体的な方策
 - 学生の自主的な研修、プロジェクト・行事等の活動の支援と、優れた成果や実績に対する表彰をより充実したものとする。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果に関する目標を達成するための措置

- ① 目指すべき研究の方向性
 - 教育科学，教科教育，教科専門と教育実践との結合により，教育現場に生起する諸課題の研究を，研究課題別グループを設置し，推進する。
 - 学際的、文化的な分野における地域の諸課題について研究を推進する。
- ② 大学として重点的に取り組む領域
 - 全学的に取り組む領域
 - ・「生涯学習的視点に基づいた学力に関する研究」，「『開かれた学校』実現の基盤に関する制度論的研究」
 - ・「学内各分野の連携によるカリキュラム及び評価法開発」，「へき地・複式・小規模校に対応したカリキュラム開発」
 - ・「臨床教育学的子ども研究」，「教育相談，臨床心理相談など教育心理学，健康科学，カウンセリング分野に関する研究」
 - ・「現職教員のリカレント教育に対応するカリキュラムの開発・研究」
 - 教育研究の幅の広さを活かして取り組む領域

- ・「学校，教育委員会，公立の研究所・教育センター，博物館等の教育・文化施設，公共団体，民間団体，企業，現職教員や地域住民との多様な共同研究」，「北海道の地域の特性に基づいた課題研究」
- ・「芸術・スポーツが果たす地域の文化に関する研究」，「生涯教育，環境教育など地域の人材養成に寄与する研究」

- ③ 成果の社会への還元及び研究の水準・成果の検証に関する具体的な方策
- 創造的研究の成果を内外の学会や学術誌に発表し，研究の質の向上に努める。
 - 研究紀要の今後の在りようを検討し，一層の充実を図る。
 - 北海道の各地で，全道・全国レベルの学会及び研究交流集会の実施を推進する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- ① 適切な研究者等の配置に関する具体的な方策
- 研究プロジェクトに対応して，キャンパス間の研究グループを組織する。
- ② 研究資金の配分システムに関する具体的な方策
- 研究指導・研究実績及び地域貢献や大学が政策として取り組む研究プロジェクトに対し，適切な評価とこれに基づく資金配分を推進する。
- ③ 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的な方策
- 設備備品等のデータベース化により，学内資産の効率的活用及び学内外との共同利用を推進する。
 - 学術情報の系統的整備・電子化を図り，国内外の研究機関との連携を推進するなかで，附属図書館を学術情報のセンターとして強化する。
- ④ 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的な方策
- 教員の研究実績に対する評価システムの導入を検討する。
 - 研究専念制度を検討する。
- ⑤ 国内外での共同研究，学内共同研究等に関する具体的な方策
- 国内外の大学および学校の教員等で組織する研究課題別グループの設置を図る。
 - 各種教育研究センターの施設・内容等の充実を図る。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携，国際交流等に関する目標を達成するための措置

- ① 地域社会との連携・協力，社会サービス等に関する具体的な方策
- 地域連携推進室を設置し，道・市教委，各種教育現場との連携事業・共同研究，学校支援ボランティア，地域社会との連携事業等を推進する。
 - 道民の期待に応える講演会の開催，公開講座の充実を図る。
 - 現職教員を対象として，各種認定講習・講座及び夏冬の長期休暇を利用した研修講座を開設するなどの教育活動を計画し，実施する。
 - 道内各地域での教育相談，臨床心理相談，教育情報提供などを行うための研究ステーション，サテライト研究室・相談室等の設置を検討する。

- 大学及び地域の公共図書館等と連携し、学生、教職員、教育関係者、地域住民が必要とする学術情報を的確に効率よく提供できる図書館を構築する。
- ② 留学生交流その他諸外国の大学との教育研究上の交流に関する具体的方策
 - 留学生の受け入れ、学生の派遣を積極的に行い、留学生に対する全学的教育体制の整備を図る。
- ③ 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策
 - 開発途上国、北方圏やアジア圏の大学を中心に積極的に教育や研究にかかわる国際協力を実施する。
 - JICAなどと協力して、開発途上国の教材開発や教育実践に対する支援プロジェクトの実施と共同研究を推進する。
 - 海外の大学・高等教育機関等と相互交流協定を締結し、国際学術交流を推進する。
 - 現職教員の海外派遣や研修の受け入れを進め、国際的な現職教員の相互交流を図る。

(2) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- ① 大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策
 - 各附属学校が特色をもち、新しい教育の在り方やカリキュラム、指導法等の実践的研究の開発を行うために、「研究推進連絡協議会（仮称）」を設置して教育実践を行う。
 - 大学と共同して新しい教育の実験授業を行いその成果を地域の学校に還元する。
 - 教育実習を体系化し、教職、教科教育、教科専門教育の各専門領域との連携を図り、教員養成の中心的役割を果たす。
 - 附属学校教員の大学院での研修を積極的に推進する。
 - 大学院を中心とする附属学校間及び学内センターとの総合的な教育研究システムの確立を図る。
 - 大学、学内センター、附属学校と地域が連携するための体制を整える。
 - 近隣地域の公立学校及び教育委員会や教育センター等と連携して、教育研究及び教育支援を行う体制を整える。
- ② 公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策
 - 大学と附属学校が密接に連携し、附属学校を現職教員研修の場として活用する体制を整えるとともに、地域の教育機関との連携の中で各種現職教員研修の受け入れを推進する。

(3) 大学憲章に関する目標を達成するためにとるべき措置

- 地域の関係機関及び道民に広く意見を求め、憲章を制定する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

- ① 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策
 - 大学運営のより一層の戦略性を高めるため、学長の下に理事を長とした専門のスタッフで構成する室を置き、教育研究、点検評価、国際交流・協力、地域連携、広報及び情報システ

ムに関する企画・立案機能を強化する。さらに各校での実施体制の充実を図る。

- 経営協議会の委員に学外の有識者や専門家など外部の人材を適切かつ積極的に登用し、経営戦略機能を高める。

② 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

- 全学的な企画・立案機能を委員会から室に移すことによって、委員会の役割を見直し、より効果的・機動的な意思決定プロセスを構築する。
- 戦略情報システム（S I S）として、大学評価システム及び大学教育情報システムを構築し、経営戦略上のリーダーシップが発揮できるよう情報面から支援する。
- 教育研究評議会構成員に附属学校、センター等の代表を加え、大学全体の機能的連携を強化することにより運営の一体性を高める。
- 学部と大学院の運営を一体化して一貫した教育体制を構築することにより、より効果的・機動的な運営を図る。

③ 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

- 北海道内の国立大学間の連携・協力を強化するため、共同事業等の推進を図る。

④ 内部監査機能の充実に関する具体的方策

- 内部監査機能の充実を図るため、監事が役員会、教育研究評議会及び経営協議会に出席できるようにし、運営状況についての情報提供を行う。

⑤ 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

- 各種委員会及び室の構成に教員の他に事務職員等を加え、一体的な大学運営を目指す。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

教育研究組織の見直しの方向性

- 教員養成と新課程の充実発展を期して、各校ごとの小規模の教員養成への分散と新課程の併存を止め、単一の大学として効果的に現代的課題に 대응できるように、既存の課程を抜本的に集約・再編したキャンパスごとの機能分担システムに転換する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

① 人事評価システムの整備活用に関する具体的方策

- 教育・研究・管理運営面を基本としつつ、社会貢献を加味した総合的な業績評価を導入し、教員人事の適正化を図る。

② 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- 優秀な人材を確保するとともに、組織業務の活性化等を高めるため、他機関との人事交流を積極的に進める。

③ 教員の流動性向上に関する具体的方策

- 本学の特性を踏まえた教育研究の活性化を図るため、任期制による教育委員会との人事交流等を推進する。

④ 女性・外国人等の教員採用の促進に関する具体的な方策

- 教員の採用に際しては、能力に応じた公平なシステムのもと、女性や外国人の採用を積極

的に推進する。

⑤ 事務職員等の資質の向上等に関する具体的方策

- 事務職員としての資質，知識・技能等の向上を図るための各種研修（スタッフ・ディベロップメント）の実施と内容の充実を図る。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

① 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- 事務組織を，課題に効果的に対応できるグループ制とし，業務の合理化・効率化を図る。

② 複数大学による共同業務処理に関する具体的な方策

- 大学間に共通する管理運営や，各種訴訟等の問題に適切かつ迅速に対応するため，北海道内の国立大学間で，共通事務処理体制を構築するなどの検討を行う。

③ 業務のアウトソーシング等に関する具体的な方策

- 業務内容を見直し，アウトソーシングを積極的に検討する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

① 科学研究費補助金，受託研究，奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策

- 科学研究費補助金及び公募型助成金事業等への申請を奨励し，中期目標期間中に，教員数の50%以上の申請件数を達成し，採択件数の増加に努める。
- 大学の研究内容と成果に関わる情報を学内外に提供し，共同研究，受託研究等の外部資金の増加に努める。

② 自己収入の安定的確保に関する具体的方策

- 入試広報等を充実し，確実な学生確保に努め，安定的収入の確保を図る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

管理的経費の抑制に関する具体的方策

- 事務処理の簡素化・集中化を図り，管理的経費について，中期目標期間中，毎事業年度，対前年度比1%の効率化を図る。
- テレビ会議システム等を有効に活用し，経費の節減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策

- 保有資産等の情報を共有化し資産の有効利用を図るとともに，外部資金等の安定的運用を図る。

Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

① 自己点検・評価の改善に関する具体的方策

- 大学計画評価室を設置し，教育研究活動，社会貢献，大学運営の評価システムの構築・分析評価，改善指導等について企画立案等を行い，評価機能を強化する。

② 第三者評価導入に関わる具体的な方策

- 点検評価に第三者の視点を反映させるため、外部評価を実施する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

- 広報企画室を設置し、大学情報の積極的な提供について企画立案するとともに、広報活動に係る連絡調整を行う。
- 本学の中期目標、財務内容、入学試験、卒業生の進路状況、教育研究活動など、諸活動に関する情報全般を学内外に積極的に提供する。

3 その他の目標を達成するための措置

- セクシュアル・ハラスメントの防止を含め、適正な修学及び就労環境を確保する目的から、教職員が守るべき倫理に関するガイドラインを定め、学内外に公表、周知を図る。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

施設等の整備に関する具体的な方策

- 教育目標・アカデミックプラン等の計画に従って、教育研究活動に応じた施設の改修等を計画する。
- 国からの施設費補助金のみならず、地方公共団体との連携、PFI等、多様な整備資金の導入を図る。
- 施設設備の長期使用を図るため、修繕周期・更新周期等をデータベース化し、これに基づいた適切な修繕・更新を実施する。
- 交通動線、植栽、サイン等の屋外環境、バリアフリー対策等の整備を適切に行い、学外者からも関心を持たれるキャンパスづくりを目指す。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

労働（教育研究）環境の安全管理

- 労働安全衛生法等の労働（教育研究）環境関係の諸法令への対応を適格に実施するための全学的な体制を整備する。
- 附属学校の施設整備にあたっては、防犯対策に十分な配慮をしつつ実施する。
- 安全で快適な学校生活のために安全管理マニュアルを充実させると共に、避難訓練（火災・地震・不審者対応等）を定期的実施する。

（その他の記載事項）（別紙に整理）

- 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画
- 短期借入金の限度額
- 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
- 剰余金の使途
- その他（施設・設備に関する計画、人事に関する計画、中期目標期間を超える債務負担）

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額
19億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
計画の予定なし

IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、
・ 教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・小規模改修 ・災害復旧工事	総額 257	施設整備費補助金 (257百万円)

(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。
なお、各事業年度の施設整備費補助金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

○ 人事に関する基本方針

- (1) 教育・研究・管理運営面を基本としつつ、社会貢献を加味した総合的な業績評価を導入し、人事の活性化を図る。
 - (2) 優秀な人材を確保するとともに、組織業務の活性化等を高めるため、他機関との人事交流、民間からの人材登用などを積極的に進める。
 - (3) 教員の採用は原則的に公募とし、教育業績の重視など採用基準を明確化する。
 - (4) 本学の特性を踏まえた教育研究の活性化を図るため、任期制による教育委員会との人事交流を推進する。
 - (5) 教員の採用に際しては、女性、外国人の採用を積極的に推進する。
 - (6) 北海道内の国立大学間の連携・協力を強化するため、事務職員等の人事交流を推進する。
 - (7) 附属学校教員の大学院での研修を積極的に推進する。
 - (8) 事務職員としての資質、知識、技能等の向上を図るため、各種研修（スタッフ・ディベロップメント）の実施と内容の充実を図る。
- (参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 47,082百万円（退職手当は除く）

3. 中期目標期間を超える債務負担

なし

4. 災害復旧に関する計画

平成16年9月に発生した台風18号により被災した施設・設備の復旧整備をすみやかに行う。

(別紙) 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成16年度～平成21年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	44,359
施設整備費補助金	257
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	202
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	20,191
授業料及入学金検定料収入	19,678
附属病院収入	0
財産処分収入	0
雑収入	513
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	394
長期借入金収入	0
計	65,403
支出	
業務費	64,550
教育研究経費	54,538
診療経費	0
一般管理費	10,012
施設整備費	257
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	394
長期借入金償還金	202
計	65,403

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額 47,082 百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては、17年度以降は16年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人北海道教育大学職員退職手当規則に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

[運営費交付金の算定ルール]

○毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I [学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

- ①「一般管理費」: 管理運営に必要な職員(役員含む)の人件費相当額及び管理運営経費の総額。
 $L(y-1)$ は直前の事業年度における $L(y)$ 。
- ②「学部・大学院教育研究経費」: 学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。
($D(x)$ は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ③「附属学校教育研究経費」: 附属学校の教育研究に必要な標準法上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。
($D(x)$ は、標準法に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ④「教育等施設基盤経費」: 教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。 $F(y-1)$ は直前の事業年度における $F(y)$ 。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

- ⑤「入学料収入」: 当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。(平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)
- ⑥「授業料収入」: 当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。(平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

II [特定運営費交付金対象事業費]

- ⑦「学部・大学院教育研究経費」: 学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。
- ⑧「附属学校教育研究経費」: 附属学校の教育研究活動の実態に応じて必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。 $D(y-1)$ は直前の事業年度における $D(y)$ 。
- ⑨「附属施設等経費」: 附属施設の研究活動に必要となる教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。 $E(y-1)$ は直前の事業年度における $E(y)$ 。
- ⑩「特別教育研究経費」: 特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑪「特殊要因経費」: 特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

- ⑫「その他収入」: 検定料収入、入学料収入(入学定員超過分)、授業料収入(収容定員超過分)、雑収入。
平成16年度予算額を基準とし、中期計画期間中は同額。

$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y)$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

- (1) $D(y) = \{D(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数}) - D(x)\} \times \alpha(\text{係数}) + D(x)$
 - (2) $E(y) = E(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \alpha(\text{係数})$
 - (3) $F(y) = F(y-1) \times \alpha(\text{係数}) \pm \varepsilon$ (施設面積調整額)
 - (4) $G(y) = G(y)$
 - (5) $H(y) = H(y)$
-

- D(y): 学部・大学院教育研究経費(②、⑦)、附属学校教育研究経費(③、⑧)を対象。
 E(y): 附属施設等経費(⑨)を対象。
 F(y): 教育等施設基盤経費(④)を対象。
 G(y): 特別教育研究経費(⑩)を対象。
 H(y): 入学料収入(⑤)、授業料収入(⑥)、その他収入(⑫)を対象。

2. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = L(y) + M(y)$$

(1) $L(y) = L(y-1) \times \alpha$ (係数)

(2) $M(y) = M(y)$

- L(y): 一般管理費(①)を対象。
 M(y): 特殊要因経費(⑪)を対象。

【 諸 係 数 】

- α (アルファ) : 効率化係数。△1%とする。
 β (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。
 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。
 なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。
 γ (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。
 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。
 ε (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。
 各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。

注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。

なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、17年度以降は16年度と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。

注) 施設整備費補助金は「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。

注) 施設整備資金貸付金償還時補助金は、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄付金収入等については、過去3ヶ年の収入実績額等により試算した収入予定額を計上している。

注) 産学連携等研究収入及び寄付金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。

注) 業務費、施設整備費については、運営費交付金算定ルール及び「施設・設備に関する計画」に基づき試算した支出予定額を計上している。

注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。

注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。

注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。

2. 収支計画

平成16年度～平成21年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	64,250
経常費用	64,250
業務費	59,721
教育研究経費	7,069
診療経費	0
受託研究費等	61
役員人件費	559
教員人件費	39,029
職員人件費	13,003
一般管理費	4,246
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	283
臨時損失	0
収入の部	64,250
経常収益	64,250
運営費交付金	43,388
授業料収益	16,607
入学金収益	2,470
検定料収益	601
附属病院収益	0
受託研究等収益	61
寄付金収益	327
財務収益	0
雑益	513
資産見返運営費交付金戻入	279
資産見返物品受贈額戻入	4
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成16年度～平成21年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	65,706
業務活動による支出	63,964
投資活動による支出	1,237
財務活動による支出	202
次期中期目標期間への繰越金	303
資金収入	65,706
業務活動による収入	64,944
運営費交付金による収入	44,359
授業料及入学金検定料による収入	19,678
附属病院収入	0
受託研究等収入	61
寄付金収入	333
その他の収入	513
投資活動による収入	459
施設費による収入	459
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前期中期目標期間よりの繰越金	303

注)施設費による収入には、独立行政法人国立大学財務・経営センターにおける施設費交付事業に係る交付金を含む。

注)前期中期目標期間よりの繰越金は、奨学寄付金にかかる国からの承継見込み額である。

別表（収容定員）

平成16年度	教育学部	4,840名 (うち教員養成に係る分野 2,800名)
	教育学研究科	328名 (うち修士課程 328名)
平成17年度	教育学部	4,840名 (うち教員養成に係る分野 2,800名)
	教育学研究科	328名 (うち修士課程 328名)
平成18年度	教育学部	4,840名 (うち教員養成に係る分野 2,800名)
	教育学研究科	328名 (うち修士課程 328名)
平成19年度	教育学部	4,840名 (うち教員養成に係る分野 2,800名)
	教育学研究科	328名 (うち修士課程 328名)
平成20年度	教育学部	4,840名 (うち教員養成に係る分野 2,800名)
	教育学研究科	328名 (うち修士課程 328名)
平成21年度	教育学部	4,840名 (うち教員養成に係る分野 2,800名)
	教育学研究科	328名 (うち修士課程 328名)